

子どもと青少年をオンライン上で保護するための法的枠組みへの提言

デジタル ツールおよびデジタル エクスペリエンスは、子どもや青少年の日々の生活に根付いています。YouTube は長年にわたり、AI などの革新的なテクノロジーや高品質で多様なコンテンツへのアクセスにより、多大なメリットがもたらされる過程を目にしてきました。適切な安全保護対策を講じることは、子どもたちへの支援となり、彼らが学び、つながり、成長し、将来に備えるために役立つと YouTube は考えています。

そのため、オンライン サービスを開発する際は、子どもや青少年の発達段階とニーズに合わせ、年齢に適したものにする必要があります。また、各家庭でテクノロジーとの関わり方を柔軟に管理できるようにするツールを提供し、すべての子どもと青少年のためにオンラインの安全性を強化するポリシー、保護機能、プログラムを適用することが求められます。さらに、有益で使いやすいデジタル リテラシー教材の提供も必要です。

子どもや青少年が安全にインターネットを利用できるようにするための取り組みにおいて、丁寧に練られた法律は有効な手段です。とりわけ、YouTube は子どもの年齢に合わせた安全管理、心身の健康のサポート、リスクレベルに応じた適切な対処、製品やビジネスの発展も考慮した立法を支持します。

これまでの経験から得た知見を政府、規制当局、専門家と共有するために、YouTube は以下の枠組みへの提言を策定しました。この提言が、世界中の子どもと青少年に関する政策議論の推進の一助となるよう願っています。

子どもと青少年にとって最善となる方法と発達段階に適した配慮を優先すること

1. オンライン サービスに対し、子どもと青少年にとって最善となる方法を優先してサービスを設計することを義務付ける。

子どもと青少年のために丁寧に作られた効果的かつ厳正な規制の枠組みを作るには、まず彼らにとって最善となる方法を優先することが必要です。ここで言う方法とは、安全、心身の健康、プライバシー、行為主体性、情報へのアクセス、社会参加の自由など、さまざまな検討事項を総合的に考慮したものでなければなりません。これは、子どもの発達に詳しい専門家の間で確立されているコンセンサスです。子どもと青少年が利用するオンライン サービスは、専門家による研究とベストプラクティスに基づいて、同程度の発達段階における子どもたち全体に適した方法を評価する必要があります。

ます。これにより、子どもと青少年にとって最善となる方法を優先し、年齢に適した製品やサービスを開発、設計、提供することが可能になります。

2. 年齢認証を義務付ける場合は、リスクベースのアプローチを採用する。

ユーザーの年齢を把握することにより、オンライン サービスは年齢に適したオンライン体験を提供できます。しかしながら、ユーザーの年齢を特定するいかなる方法にもトレードオフが伴います。たとえば、プライバシーの利益が損なわれたり、より多くのデータの収集および使用が必要となることが考えられます。また、成人ユーザーによる重要な情報やサービスへのアクセスが制限される場合もあります。年齢の申告、推定、確認などの方法を含め、年齢認証を義務付ける場合は、ユーザーによる情報やサービスへのアクセスを維持し、プライバシーを尊重しながら、リスクベースで行う必要があります。法律によって年齢認証を義務付ける場合、それに伴う基準は、実用性や相互運用性を備えながら、匿名や仮名による利用も可能とするものでなければなりません。また、追加の個人情報の収集や処理を要求したり、すべてのユーザーを子どもとして扱ったり、成人による情報やサービスへのアクセスを阻害することがないようにする必要があります。データ侵害性の高い方法（たとえば、政府発行の個人識別番号などの厳格な ID 情報による年齢確認）の使用は、高リスクのサービス（アルコール、ギャンブル、ポルノなど）あるいは年齢を訂正する場合に限定する必要があります。また、年齢認証を義務付ける場合は、オンライン サービスがより良い技術的アプローチを追求し、適応できるようにすることも重要です。具体的には、ユーザーが特定の活動を行うにあたって所定の年齢以上であることを確認する際に、プライバシー保護に配慮した新しい方法によることを可能にする必要があります。年齢認証技術はまだ新しく不完全で、進化の途上にあります。そのため、年齢認証の義務付けにおいて、この分野におけるより良いソリューションを開発、実装するための誠意ある取り組みに対し、法的責任からの合理的な保護が与えられる必要があります。

3. 保護者の同意が必要な年齢から 18 歳までの過渡期に当たる青少年を、成長に即した方法で保護する。

子どもと青少年をオンラインで保護する方法にはさまざまな種類があり、法律上もこれを考慮する必要があります。青少年のユーザーの保護を規定する法律はすべて、成熟度、受容度、有害性リスクが子どもとは異なることに配慮し、オンライン サービスがユーザーの年齢に適したエクスペリエンスを提供できるようにするべきです。これにより、社会性を育み、グローバル経済での競争力を身につけ、友だちや家族とのつながりを保つために役立つデジタルツールへのアクセスを必要としている青少年のニーズも満たすことができます。また、保護者の同意が必要な年齢を引き上げるよりも効果的に青少年を保護することが可能です。保護者の同意が必要な年齢をむやみに引き上げると、オンラインの世界における基本的な恩恵も受けられなくなり、その成長が与えられた環境に大きく影響を受ける若年層に意図せぬ悪影響が生じるおそれがあります。

年齢に適した管理と機能を提供すること

4. 堅牢であると同時に青少年の能力と自律性の成長も尊重する「保護者による使用制限」機能のニーズに対応する。

オンライン サービスが各家庭のニーズや好みに合わせて選べる幅広いプライバシー保護設定を提供することを法律によって規定する必要があります。このような設定やツールにより、保護者の同意が必要な年齢までの子どもによるサービスの利用体験を保護者が理解し、管理できるようにすることが重要です。適切と判断される場合、オンライン サービスは、コンテンツおよびアカウント設定の管理、利用時間の制限、追加のプライバシー保護の適用を選択できる設定やツールを提供する必要があります。例えばYouTubeでは、小さな子どもに適用される特に制限力の強い管理機能は、青少年に対しては必ずしも適切ではないと考えます。それは、青少年は小さな子どもよりも、自分に適した設定を理解し、選択することができるからです。

5. オンラインサービスに対し、子どもと青少年の心身の健康をサポートするための措置を講じることを義務付ける。

テクノロジーの利用と心身の健康の関係は、特に子どもと青少年にとって複雑です。規制に関するガイダンスや一般に公開されるベストプラクティスは、コンテンツ共有プラットフォームが年齢に適したポリシーや機能によって子どもと青少年の心身の健康をサポートすることを推奨するものであるべきだと考えます。たとえば、コンテンツポリシーは、摂食障害、自傷行為、いじめを助長するようなコンテンツに関連するリスクに適切に対応することが求められます。同様に、過度の利用によるリスクを軽減させるための機能やデフォルト設定も必要です。子どもと青少年が長時間にわたりサービスを使用している場合にデフォルト設定として通知を表示することなどがこれに当たります。有効だと考えられる場合は、危機対策の助けとなる情報、信頼できるメンタルヘルス関連コンテンツ、その他のデジタル ウェルビーイングやデジタル リテラシーに関するプログラムの情報を、ベストプラクティスに従ってプラットフォーム上で子どもと青少年に提示することも必要です。オンライン サービスには、業界団体や市民社会との連携も含め、ユーザーのデジタル リテラシー向上のために措置を講じ、子どもや青少年、そしてその保護者がテクノロジー利用のリスクを十分に理解できるよう支援することも求められます。

6. 子どもと青少年を対象とするパーソナライズド広告を禁止する。

18歳未満のユーザーを対象にした年齢、性別、興味/関心に基づくパーソナライズを含むパーソナライズド広告は法律で禁止すべきです。また、子どもや青少年の個人情報を、データブローカーを含め、第三者に販売すること(金銭的対価を目的とした交換)も法律で禁止すべきです。このような規制によって、子どもと青少年の個人情報データの処理を禁止すれば、有害な使用を低減することができます。他方、広告の測定、広告配信、フリークエンシー キャップなど、正当な業務上の目的での

情報処理は法律で許可すべきです。また、コンテキスト広告も法律で許可すべきです。コンテキスト広告は、現在視聴中のコンテンツ、検索語句、一般的な地理的位置、時間帯などのコンテキストシグナルのみに基づくもので、ユーザーの過去の閲覧履歴や検索履歴、属性データに基づくものではありません。このような広告はユーザーのプライバシーを保護しながら、あらゆるユーザーがアクセスできる無料コンテンツの持続的な提供を可能にします（これとは対照的に、サブスクリプションモデルでは、経済的にゆとりのないユーザーの情報へのアクセスを制限し、情報格差を広げることになります）。子どもと青少年の学習を支援し、興味の対象を広げ、コミュニティへの参加を可能にする高品質なコンテンツは、経済力を問わず、どのような家庭でも分け隔てなく利用可能であるべきです。なお、オンラインサービスは子どもと青少年の発達段階を考慮した広告掲載のポリシーを作成し、より若年の視聴者に不適切と思われる広告を制限すべきです。これは、業界全体で基準として定め、推進していく必要があります。

コンテンツのリスクを減らし、利点を維持すること

7. プラットフォームに対し、パーソナライズされたおすすめコンテンツを表示する機能によるオンライン視聴履歴および検索履歴の使用について、子どもの保護者および青少年が管理できるツールの提供を義務付ける。

パーソナライズ機能は、子どもと青少年に対し、個々のニーズや興味に適した高品質のコンテンツ提供を可能にします。このようなパーソナライズ機能がなければ、子どもや青少年は特に人気のあるコンテンツだけを見ることになり、個々の興味 / 関心に合うコンテンツを見る機会を失う可能性があります。そのようなコンテンツは、パーソナライズ機能を使用せずに自分で発見するのは難しいと考えられます。コンテンツやおすすめをパーソナライズする機能を備えたコンテンツ共有プラットフォームは、安全保護対策として、若年の子どもの保護者および青少年自身が、パーソナライズに向けたオンライン視聴履歴および検索履歴の使用を管理できるようにする必要があります。

8. プラットフォームに対し、コンテンツポリシーの策定と適用において責任と透明性のあるアプローチを取ることを義務付ける。

児童性的虐待のコンテンツなどの違法なコンテンツに対する既存の規制の枠組みに加えて、法律を定めることで他の形式の有害なコンテンツに対する適切なアプローチが可能になることもあります。たとえば、コンテンツ共有プラットフォームに対しては、コンテンツポリシーとプロセスの策定と適用において、子どもと青少年にとって最善となる方法を優先にすることが義務付けられるべきです。さらに、業界のベストプラクティス ([Digital Trust & Safety Partnership Best Practices Framework](#)) に定められているものなどに則り、コンテンツポリシーおよび設定を誰もが閲覧でき、保護者や家族に理解しやすく、外部専門家の見解も含め調査に基づくものとする、並びにそれを積極的に適用することが求められます。ただし、ポリシーの適用や解決措置については、潜在的な有害性との balan

スを考慮し、コンテンツに対する過度の削除が表現の自由を侵害しないようにする必要があります。サービスへの関連性があり適切と判断される場合、子どもや青少年、保護者が成人向けコンテンツ（暴力的、生々しい、あるいは性的描写が露骨なコンテンツなど）へのアクセスを制限できるようにすることを法律で定める必要があります。また、プラットフォームがポリシーおよびその適用方法に関して透明性を確保することも重要です。

監視機能と説明責任を確保すること

9. リスクベースの影響評価を使用して説明責任を求める。

特定のサービスがどのように子どもと青少年のデータを処理し、彼らにとって最善の方法を優先しているかを見極める、リスク評価や影響評価などの説明責任の規定は、オンラインサービスの責任ある開発を促進することができます。オンラインサービス事業者が適切にリソース配分に注力できるよう、年齢に応じた設計コード(AADC)やEU一般データ保護規則(GDPR)などの枠組みに含まれるようなリスク評価要件は、より大きな危害のリスクに対処するために範囲を設定する必要があります。また、適度な柔軟性をもたせ、現実的に運用可能なものにするので、オンラインでの子どもと青少年の安全性を向上させるための改善策の策定に事業者が注力できるようにする必要があります。

10. 規制の調和とグローバルな相互運用性を促進する。

子どもや青少年に対するしっかりとした保護機能の必要性和、同時にそれが学習、成長、発達をサポートするサービスへのアクセスが過度に制限されないようにすべきであるというのが世界的なコンセンサスです。政策立案者は可能な限り、インターネットのグローバルな性質を考慮して、一貫性と相互運用性を促進する必要があります。これにより、ユーザー、オンラインサービス、政策立案者のすべての間で透明性が確保され、より質の高い一貫したエクスペリエンスが実現します。

11. サービス間の違いを認識する。

オンラインサービスは多種多様であり、さまざまな役割や機能を果たしています。法律はそのようなオンラインサービス事業者のそれぞれの役割を考慮し、適切かつ技術的に実現可能なものになるよう要件を調整する必要があります。たとえば、有害なコンテンツが表示されるリスクに対処することを目的とした保護は、ユーザーによるコンテンツのアップロードや共有ができないサービスには影響が少ない可能性があります。より安全なオンライン環境を構築するには、特定のサービスによって子どもや青少年にもたらされる潜在的なリスクに合わせて、丁寧に練られた法律を整備する必要があります。たとえば、教育工学関連のサービスは、それぞれの背景、役割、責任を考慮して個別に検討されるべきです。